

栃木県環境審議会運営規程の一部改正について

1 改正の概要

地球温暖化に伴う気候変動による熱中症リスクの増加や自然災害の頻発・激甚化への対策等を調査審議する気候変動部会の常設及び議事録作成のペーパーレス化の推進に当たり、栃木県環境審議会運営規程の一部を改正する。

2 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (部会)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により、特定の課題、専門的な事項等を調査審議させるため、審議会に、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる部会を置く。</p> <p>(1) <u>気候変動対策に関する事項</u> <u>気候変動部会</u></p> <p>(2) 大気汚染の防止に関する事項 大気部会</p> <p>(3) 水質汚濁の防止に関する事項 水質部会</p> <p>(4) 地盤沈下の防止に関する事項 地盤沈下部会</p> <p>(5) 自然環境の保全、自然公園、鳥獣の保護及び狩猟等に関する事項 自然環境部会</p> <p>(6) 温泉の保護及び利用に関する事項 温泉部会</p> <p>2～3 略</p> <p>第3条～第6条 略 (議事録の作成)</p> <p>第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。</p> <hr/> <p>(部会の庶務)</p> <p>第8条 部会の庶務は、<u>気候変動部会</u>にあつては環境森林部気候変動対策課、大気部会、水質部会及び地盤沈下部会にあつては環境森林部環境保全課、自然環境部会にあつては環境森林部自然環境課、温泉部会にあつては保健福祉部医薬・生活衛生課において処理する。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条 略 (部会)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により、特定の課題、専門的な事項等を調査審議させるため、審議会に、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる部会を置く。</p> <p>_____</p> <p>(1) 大気汚染の防止に関する事項 大気部会</p> <p>(2) 水質汚濁の防止に関する事項 水質部会</p> <p>(3) 地盤沈下の防止に関する事項 地盤沈下部会</p> <p>(4) 自然環境の保全、自然公園、鳥獣の保護及び狩猟等に関する事項 自然環境部会</p> <p>(5) 温泉の保護及び利用に関する事項 温泉部会</p> <p>2～3 略</p> <p>第3条～第6条 略 (議事録の作成)</p> <p>第7条 会長又は部会長は、審議会又は部会の議事について、議事録を作成するものとする。</p> <p><u>2 議事録には、会長又は部会長が指名する二人以上の委員又は専門委員が署名するものとする。</u></p> <p>(部会の庶務)</p> <p>第8条 部会の庶務は、_____ _____大気部会、水質部会及び地盤沈下部会にあつては環境森林部環境保全課、自然環境部会にあつては環境森林部自然環境課、温泉部会にあつては保健福祉部医薬・生活衛生課において処理する。</p> <p>第9条 略</p>

附 則

この規定は、令和6年10月31日から実施する。